

ムラサキ保護回復事業計画

令和3年9月9日

福岡県
(環境部自然環境課)

ムラサキ保護回復事業計画

1 事業の対象種

ムラサキ *Lithospermum erythrorhizon* Siebold et Zucc. (被子植物門双子葉植物綱ムラサキ科)

福岡県レッドデータブック 2011：絶滅危惧 IB 類

環境省レッドリスト 2020：絶滅危惧 IB 類

丘陵の乾いた草地に生える多年草。茎は直立し、高さ 40~70cm。葉は長さ 3~7cm、粗い毛があり、並行する少数の脈が目立つ。6~7月上旬に、直径 4mm 程度の白色の花をつける。濃紫色の根は、古来より「紫根」として染料及び薬用として利用されてきた。県内の地名としても用いられ、福岡県にゆかりのある植物の一つである。

福岡県内では、現在、数か所の二次草原に生育しているのみである。もともと生育地が限られていることに加えて、遷移進行、管理放棄に伴う生育環境の悪化、園芸採取などにより、個体数が減少している。

2 事業の目標

本事業は、本種の福岡県における生育状況等を把握し、その結果等を踏まえて本種の生育に必要な環境の維持及び改善を図るとともに、必要に応じて、人工繁殖等を実施する、採取等の防止策を講じる等により、本種が自然状態で安定的に存続できる状態に回復することを目標とする。

3 事業の区域

福岡県における本種の分布域及び 4 の(3)の人工繁殖等を実施する区域。

4 事業の内容

(1) 生育状況等の把握

本事業を適切かつ効果的に実施するため、以下の調査を実施する。なお、調査の実施に当たっては、本種及び生育地に対して踏みつけ等調査に起因する影響を与えないように努める。

① 生育状況の調査

現在把握している生育地において、現在の生育個体数とその増減、開花、結実及び実生の確認、病害虫の発生等の生育状況を把握するための調査を行い、その動向について定期的なモニタリングを行う。また、以前に確認されていた生育地の周辺を中心に、現在知られていない生育地についても把握に努める。

② 生育環境の調査

本種の安定的な生育に重要な役割を果たしていると考えられる生育地及びその周辺における気象、植生、地形、地質等の生育環境を把握するための調査を行い、その変化について定期的なモニタリングを行う。また、過去から現在までの生育地及びその周辺における植生等の生育環境の変化について、資料等によりその状況を把握する。

③ 本種の保全に資する生物学的及び生態学的特性の把握

自然環境下における繁殖様式、種子の発芽及び活着、個体群内の遺伝的多様性等、本種の保全に資する生物学的及び生態学的特性を把握するための調査を行う。

④ 個体群維持に影響を及ぼす要因の把握

②で把握された生育地における植生の遷移及び変化に加え、競合する外来種や野生鳥獣（ニホンジカ等）の影響等の個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因について把握するとともに、その影響についてモニタリングを行う。

(2) 生育地における生育環境の維持及び改善

(1)で得られた知見等に基づき、本種の生態等に関する専門的知識を有する者の助言を踏まえ、本種の生物学的及び生態学的特性を踏まえた効果的な対応策を検討し、必要に応じて次に挙げる本種の生育及び繁殖に適した環境の維持及び改善のための措置を講じる。

- ・草刈りや刈草の除去、周辺樹木の伐採等の植生管理
- ・果実保護ネット等による成熟中の果実の保護
- ・野生鳥獣等による食害や踏み荒らしの影響が推定される場合における防獣柵による個体群全体の保護
- ・上記のほか、生育環境の維持及び改善のために必要な措置

これらの措置を講じる際は、そこに生息又は生育する他の野生生物や生態系に悪影響を与えないよう留意する。実施後は、順応的管理の考え方に基づき、本種の生育状況及び周辺環境の変化について定期的なモニタリングを行うとともに、事業効果の評価・検証を行う。

また、本種の生育地における土地利用及び開発等の実施に際しては、本種の生育に必要な環境条件を確保するための配慮が払われるよう努める。

(3) 人工繁殖等の実施

本種の県内における生育地は数か所のみに限定され、個体数も極めて少ないため、(1)で得られた知見等に基づき、本種の生態等に関する専門的知識を有する者の助言を踏まえ、必要性を十分に検討した上で、以下の取組を実施する。

① 生育地における播種の実施

生育地における株元周辺への人為的な播種を補完的に実施する。なお、播種に当たっては、自然環境下で生育地に散布される可能性が十分に考えられる種子を用いること等により、野生個体群の遺伝的かく乱を引き起こさないよう十分配慮する。

② 生育地における人工授粉の実施

結実率が低水準であることが判明した場合は、結実率を向上させるため、生育地において人工授粉による繁殖を補完的に実施する。なお、人工授粉により個体を衰弱させるおそれがあることに留意し、生育状況を把握しつつ計画的に実施する。

③ 人工繁殖の実施

生育状況の急激な悪化等により、生育域内の種の存続が困難となる可能性を考慮し、個体の人工繁殖を実施する。この場合、生育域外で保存する個体は、可能な限り野生復帰（植え戻し）させることが望まれるため、野生復帰させ得る資質を保つような人工繁殖技術の確立を目指す。

④ 野生復帰（植え戻し）

③で増殖した個体を生育域内に野生復帰（植え戻し）させる。その際は、生育域内の同種個体群や生態系に対し、遺伝的多様性のかく乱や栽培下で感染した病原体及び寄生生物の伝播等の悪影響を及ぼすおそれがあることに十分留意する。実施後は、順応的管理の考え方に基づき、本種の生育状況及び周辺環境の変化について定期的なモニタリングを行うとともに、事業効果の評価・検証を行う。

(4) 生育地における採取等の防止

園芸採取及び生育地への不用意な立入り等を防止するため、生育地及びその周辺において監視を行うとともに、必要に応じて保護柵、制札等の整備を行う。

(5) 事業を効果的に推進するための方策

① 普及啓発の推進

本事業を実効あるものとするためには、関係市町村、各種事業活動を行う事業者、関係地域の住民を始めとする県民等の理解及び協力が不可欠である。このため、本種の保護の必要性、本事業の実施状況等に関する普及啓発を進め、本種の保護に対する配慮及び協力を働き掛けるとともに、関係地域の自主的な保護活動の展開が図られるよう努める。

② 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、国、関係市町村、本種の生態等に関する専門的知識を有する者、本種の保護活動に参画する保護活動団体、関係地域の住民等、関係者間の連携を図り、効果的に事業が実施されるよう努める。